

2019年7月11日

株式会社アグリメディア
代表取締役 諸藤 貴志 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田悦子



ご 連 絡

2019年3月6日付本協会からの申入書に対し、貴社より2019年4月2日付けでご回答をいただきました。誠実なご対応ありがとうございます。この申入れにつきましては、これで終了とさせていただきます。

ただし、次の2点につきましては、さらなる改訂等が必要と考えられますことから、引き続き検討されることをお願いいたします。

1. 第4条第7項の削除について

同条項の削除は、消費者が期間内解約をした場合、すでに支払われた本件料金のうち残期間分は消費者に返金されることを明らかにする趣旨と理解しております。

しかしながら、第13条（解除の場合の返金）が存在するため、単に第4条第7項を削除しただけでは、期間内解約の場合に残期間分が返金されるのか必ずしも明らかでなく、むしろ第13条の反対解釈として、期間内解約の場合は返金されないと解釈される可能性も否定できません。

そこで、単に第7条第4項を削除するだけでなく、期間内解約の場合においても残期間分が返金されることを明らかにする条項を新設することをご検討ください。

2. 第11条2項の変更について

消費者が期間内解約をした場合の違約金の額について改善がされたことは評価いたします。

ただし、更新3ヶ月前から契約更新前日までの解約に係る違約金については、従前の額（月額8500円のプランの場合、2万7800円）よりも高額になっており、この期間の解約まで一律に違約金3万円とすることについては疑問なしとしません。

また、期間内解約の場合の機会損失等によって貴社に生じる損害が3万円を超えているかどうかについては、今後も継続的な検証が必要と思われます。

そこで、今回の「違約金3万円」を固定化することなく、常に違約金の額が「平均的な損害の額」を超えることのないよう、今後も継続的又は定期的な検証作業をされることを期待しております。

なお、本「ご連絡」書面ならびに貴社からのご回答の内容を含めた本件の一連の経過について、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として本協会において公表することを念のため申し添えます。

本件連絡先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人全国消費生活相談員協会

消費者団体訴訟室

TEL：03-5614-0543

FAX：03-5614-0743